



DD HOLDINGS

AMAZING NEW NORMAL

第25回 定時株主総会 招集ご通知

株式会社DDホールディングス



Diamond dining

(株) ダイヤモンドダイニング

BAGUS

(株) バグース



**SHONAN LABEL
ENTERTAINMENT**

湘南レーベル(株)



SLD ENTERTAINMENT INC.

(株) エスエルディー

Dynamic & Dramatic

大胆かつ劇的に行動する

新型コロナウイルス(COVID-19)感染拡大防止への対応について

- ◎ 本株主総会会場において、感染予防対策のため会場内の座席間隔を広げることから、座席数に限りがございます。そのため、座席数を上回るご来場の場合、入場制限を行わせていただく場合がございます。
- ◎ 株主総会の運営メンバーにおいても、マスクを着用して対応させていただく予定であります。予めご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。
- ◎ 当日の株主総会会場は、空気清浄機の設置・稼働を行います。特にご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方、体調のすぐれない方は、株主総会へのご来場につき、慎重なご判断をお願いいたします。
- ◎ 議決権の事前行使のご案内
郵送による投票は、2021年5月26日(水曜日)午後6時到着分まで有効となります。
- ◎ 当日の懇親会の開催並びにお土産等の配布はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

Contents 目次

目次 P.2

議決権行使についてのご案内 P.3

第25回 定時株主総会 招集ご通知 P.4

株主総会参考書類 P.6

事業報告 P.8

計算書類 P.46

監査報告書 P.52

証券コード 3073
2021年5月11日

株 主 各 位

東京都港区芝四丁目1番23号
三田NNビル18階
株式会社DDホールディングス
代表取締役社長 松 村 厚 久

第25回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第25回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している状況を踏まえまして、株主様の安全確保及び感染拡大防止のため、株主様には可能な限り書面による議決権の事前行使をお願い申し上げるとともに、株主総会にご来場される株主様におかれましては、マスク着用などのご配慮をお願い申し上げます。併せて、当社の判断に基づき、株主総会の会場において株主様の安全確保及び感染拡大防止のために必要な措置を講じる場合もありますので、ご協力の程宜しくお願い申し上げます。

なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

<https://www.dd-holdings.com/ir/>

敬 具

記

1. 日 時 2021年5月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区銀座二丁目4番6号
銀座Velvia館 B1F 「THE BAGUS PLACE（バグース プレイス）」
（末尾の「株主総会会場のご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第25期（2020年3月1日から2021年2月28日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第25期（2020年3月1日から2021年2月28日まで）計算書類報告の件
決議事項
議案 監査役2名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.dd-holdings.com/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載いたしておりません。

なお、監査役会が監査報告書を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類には、本招集ご通知の株主総会参考書類及び提供書面記載のもののほか、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載している「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」も含まれております。

また、会計監査人が会計監査報告書を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本招集ご通知の提供書面記載のもののほか、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載している「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」も含まれております。
 - ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.dd-holdings.com/ir>) に掲載させていただきます。
 - ◎ 当日の懇親会の開催並びにお土産等の配布はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

議案 監査役 2 名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって監査役齋藤哲男氏及び監査役石田茂之氏の2名が任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

1	さいとう てつお 齋藤 哲男 (1954年3月25日生)	■所有する 当社株式の数	■社外監査役 在任年数	■当期における取締役会及び 監査役会への出席状況		再任
		7,200株	12年	取締役会 22／22回 (100%)	監査役会 14／14回 (100%)	

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1977年4月	東京証券取引所（現 株式会社日本取引所グループ）入所	2012年6月	ディーエムソリューションズ株式会社 社外監査役（現任）
1997年5月	株式会社ワークツー代表取締役（現任）	2015年12月	株式会社キャリアデザインセンター 社外取締役（現任）
2006年4月	アラックス株式会社 社外監査役（現任）		
2009年5月	当社社外監査役（現任）	2016年3月	株式会社大塚商会 社外取締役（現任）

■ 選任の理由

上場会社等での豊富な監査経験及び企業経営に関する知見、また東京証券取引所（現 株式会社日本取引所グループ）における上場企業の適正な経営に関する豊富な知識を活かし、経営全般に対する監督と有効な助言をいただけるものと考え、社外監査役として選任をお願いするものであります。

■ 候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

2

い し だ し げ ゆ き

石田 茂之 (1962年8月8日生)

■所有する
当社株式の数

200株

■社外監査役
在任年数

8年

■当期における取締役会及
び監査役会への出席状況

取締役会

22/22回

(100%)

監査役会

14/14回

(100%)

再任

独立

Ⅰ 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1986年4月 株式会社エーピー 入社

1993年7月 同社 代表取締役 (現任)

2004年8月 株式会社ル・ショコラ・デュ・ディアマン設立
代表取締役

2006年10月 株式会社メディアシーク 監査役

2013年5月 当社社外監査役 (現任)

Ⅰ 選任の理由

これまでの海外事業を含めた豊富な企業経営の知識と経験、また、上場企業における監査役としての経験を活かし、経営全般に対する監督と有効な助言をいただけるものと考え、社外監査役として選任をお願いするものであります。

Ⅰ 候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

(注)1. 「所有する当社株式の数」は、2021年2月28日現在の所有株式数を記載しています。

2. 齋藤哲男氏及び石田茂之氏の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役候補者であります。

なお、当社は、両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

3. 社外監査役候補者との責任限定契約について

当社は、定款第39条の規定に基づき齋藤哲男氏、石田茂之氏の両氏との間で、会社法第427条第1項の契約（責任限定契約）を締結しており、両氏が監査役に再任された場合には、両氏との間で責任限定契約を継続する予定であります。これらの責任限定契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の責任について、監査役の職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、1,200万円又は法令に定める金額のいずれか高い額を限度とするものであります。

4. 役員等賠償責任保険（D&O保険）契約について

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。被保険者が負担することになる、その地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求された場合の損害賠償金及び訴訟費用等を、当該保険契約により補填することとしております。齋藤哲男氏、石田茂之氏の両氏は、当社の監査役として当該保険契約により補填することとしております。両氏は、当社の監査役として当該保険契約の被保険者に含まれており、本議案により当社の監査役に再任された場合も、引き続き被保険者に含まれることとなります。

以 上

(提供書面)

事業報告

(2020年3月1日から
2021年2月28日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

(単位：千円、%)

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減額	増減率
売上高	57,369,899	23,483,176	△33,886,722	△59.1
営業利益又は営業損失 (△)	2,846,269	△9,703,827	△12,550,097	—
経常利益又は経常損失 (△)	2,916,053	△9,034,783	△11,950,836	—
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)	1,442,267	△8,507,539	△9,949,807	—
営業利益率	5.0	△41.3		—

当連結会計年度(2020年3月1日～2021年2月28日)におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、経済活動に大きな制約を受け、非常に厳しい状況で推移いたしました。停滞していた経済活動は政府の各種政策が実施され徐々に再開しつつありましたが、再び感染拡大がみられるなど、未だに収束時期の見通しが立たないことから依然として厳しい事業環境が続き、景気・経済の先行きにつきましては、今後も不透明な状況で推移いたしております。

外食業界におきましても、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、消費者の感染自粛の継続等により、一部店舗では再び臨時休業や営業時間短縮を余儀なくされたほか、ソーシャルディスタンス等の感染拡大防止対策による客席数の減少に加えて、在宅勤務の継続等の消費者の行動変化に伴う売上機会損失も発生し、過去に類を見ないほどの業績に甚大な影響を受けました。

このような環境のなか、当社グループは、社会的責任を果たすべく、店舗における感染防止対策を重点的に講じ、社会的距離（ソーシャルディスタンス）の確保、店舗設備における消毒・清掃の強化、従業員の出勤前の検温、マスクの着用、手洗い消毒等を徹底しながら、お客様の安全と健康を守ることを最優先に取り組み、営業に努めてまいりました。また、各セグメントにおきましては、新型コロナウイルス感染症の影響の急拡大による一般家庭の外出自粛や「新しい生活様式」に対応すべく、各種営業施策、営業時間の変更、テイクアウト・デリバリー、ランチタイムの需要増等にも対応し、政府主導の「Go To トラベル」や「Go To Eat」のキャンペーンへ積極的に参画するなど全社一丸となって取り組んでまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の再拡大に伴い、2020年11月下旬には東京都や大阪府等により営業時間の短縮要請が発せられ、2021年1月には1都2府8県を対象として政府より緊急事態宣言が再発出される等、依然として厳しい環境が続いております。

このような環境に対応するため当社グループにおいては、飲食セグメント5社を2020年9月1日付けで株式会社ダイヤモンドダイニングを合併存続会社とする吸収合併による方式で経営統合し、固定費の削減や各種契約の見直しを含めた一般管理費等の削減や不採算店舗の退店、人員の適正配置を見直すことで、コスト削減に努める一方で、資金面においては、安定的なグループ経営に資するよう、充分な手元流動性を確保するべく銀行からの借り入れなどを実行しております。

その他、第3四半期連結会計期間より、連結子会社でありました株式会社ゼットンは、第三者割当増資により持分比率が低下したため、連結の範囲から除外し、持分法適用の範囲に含めております。

以上の結果、当社グループの連結業績は、売上高23,483,176千円（前年同期比59.1%減）、営業損失9,703,827千円（前年同期は2,846,269千円の営業利益）、経常損失9,034,783千円（前年同期は2,916,053千円の経常利益）、親会社株主に帰属する当期純損失は8,507,539千円（前年同期は1,442,267千円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

また、店舗展開状況は以下のとおりであります。

『直営店舗出退店等の状況（2021年2月28日現在、海外店舗含む）』

	既存店	新店	退店	連結の範囲 の変動に 伴う減少	合計	業態変更
飲食事業	431	9	49	70	321	4
アミューズメント事業	58	－	5	－	53	－
合計	489	9	54	70	374	

招集
と通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

セグメント業績は以下のとおりであります。

『飲食事業』

(単位：千円、%)

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減額	増減率
売上高	47,507,741	17,760,348	△29,747,392	△62.6
セグメント利益又はセグメント損失 (△)	2,750,135	△7,015,575	△9,765,710	－
セグメント利益率	5.8	△39.5		－

当連結会計年度における飲食事業は、新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言の発出や各自治体から外出自粛（企業等のテレワークの拡大などによる外出の抑制）や各自治体からの営業自粛要請に従った、営業時間の短縮や臨時休業及び「3密」を回避する消費者心理により来店客数は引き続き前年に比べ減少しており、売上高は低調に推移いたしました。

新型コロナウイルス感染症のダメージコントロールに注力しつつ、人件費の抑制、広告媒体の最適化、不動産賃貸料の減額交渉等を実施し、店舗における感染防止対策を重点的に講じ、顧客満足度の向上に努めるとともに、テイクアウト・デリバリー、ランチタイムの需要増にも対応し、各種施策に取り組んでまいりました。第3四半期連結会計期間以降は、営業自粛要請の解除や政府主導の「Go To Travel」や「Go To Eat」のキャンペーンへ積極的に参画し集客施策を実施いたしました。

主な出店状況につきましては、国内では株式会社ゴールデンマジックが東京都豊島区に「博多かわ串・高知餃子 酒場フタマタ 西池袋店」を、東京都港区にオムライスの新業態「EGG BOMB 新橋店」を出店し、株式会社商業藝術が東京都港区の六本木ヒルズ内に複合店「六本木洋食 おはし／小割烹 おはし 六本木」を、東京都中央区のルミネ有楽町内に美容室「Sleepy Morning 有楽町」を、株式会社エスエルディーが神奈川県横浜市のルミネ横浜内にコラボ特化型業態「Collabo_Index ルミネ横浜店」を出店いたしました。

(注) 株式会社ゴールデンマジック及び株式会社商業藝術を含む飲食セグメント5社を2020年9月1日付けで株式会社ダイヤモンドダイニングを合併存続会社とする吸収合併による方式で経営統合いたしております。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は17,760,348千円（前年同期比62.6%減）、セグメント損失は7,015,575千円（前年同期は2,750,135千円のセグメント利益）となりました。

また、当連結会計年度の店舗展開状況につきましては、以下のとおりであります。

『飲食事業の直営店舗出退店等の状況（2021年2月28日現在、海外店舗含む）』

	既存店	新店	退店	連結の範囲 の変動に伴 う減少 (注)	合計	業態変更
飲食事業	431	9	49	70	321	4

(注) 2021年2月期第3四半期より株式会社ゼットンが持分法適用関連会社化

『アミューズメント事業』

(単位：千円、%)

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減額	増減率
売上高	9,862,157	4,550,681	△5,311,476	△53.9
セグメント利益又はセグメント損失 (△)	1,948,328	△1,176,824	△3,125,152	－
セグメント利益率	19.8	△25.9		－

当連結会計年度におけるアミューズメント事業は、ビリヤード・ダーツ・カラオケ業態の各店舗において各種キャンペーンの実施、テイクアウト・デリバリーの需要増への対応等、複合カフェにおいては、鍵付き個室やFREE Wi-Fi完備の特性を生かしてテレワーク需要の取り込みを行う等、アミューズメント事業の各店舗において新規顧客の獲得並びに既存顧客の満足度向上に努めてまいりました。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う、各種イベント施策の中止、貸切パーティー需要の減少に加え、各自治体からの営業自粛要請に従った、営業時間の短縮や臨時休業等が影響を及ぼしておりましたが、営業自粛要請の解除や政府主導の「Go To トラベル」や「Go To Eat」のキャンペーンなどの効果により個人消費が持ち直し、回復基調となりました。しかしながら、政府より発出された緊急事態宣言が3月21日まで延長されたこともあり、外出自粛や各種イベント自粛の傾向が続き、一定の影響をもたらすことになりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は4,550,681千円（前年同期比53.9%減）、セグメント損失は1,176,824千円（前年同期は1,948,328千円のセグメント利益）となりました。

また、当連結会計年度の店舗展開状況につきましては、以下のとおりであります。

『アミューズメント事業の直営店舗出退店等の状況（2021年2月28日現在）』

	既存店	新店	退店	連結の範囲の変動に伴う減少	合計	業態変更
アミューズメント事業	58	－	5	－	53	－

『不動産サービス事業』

(単位：千円、%)

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減額	増減率
売上高	—	1,172,146	1,172,146	—
セグメント利益	—	96,097	96,097	—
セグメント利益率	—	8.2		—

当連結会計年度における不動産サービス事業を取り巻く環境におきましては、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、多くの国において入国制限措置が取られ、国内においても都道府県をまたぐ移動の自粛が要請される等、人の移動を基とするホテル業界にとっては非常に厳しい経営環境となりましたが、7月に開始された政府主導の「Go To Travel」効果により国内の観光需要回復の動きが見られるようになりました。

しかしながら、政府より発出された緊急事態宣言が3月21日まで延長されたこともあり、外出自粛の傾向が続き、一定の影響をもたらすことになりました。

このような環境の中、「Go To Travel」等を目的とした国内旅行者の需要を最大限に取り込むため、様々な宿泊プランを提供してまいりました。また、ホテル運営カテゴリーについては、法人営業の実施、オペレーションの効率化を図り、コンテナ運営カテゴリーにおいては契約の中途解約を防ぐべく各種施策を実施し売上高は減少したものの、営業利益の減少を最小限に抑えることが可能となりました。

主な開業状況につきましては、神奈川県茅ヶ崎市にホテル運営カテゴリーとして5棟目のホテルとなる「8HOTEL CHIGASAKI」と、6棟目のホテルとなる「KAMAKURA HOTEL」を開業いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は1,172,146千円、セグメント利益は96,097千円となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において当社グループは、9店舗の新規出店、4店舗の業態変更を実施いたしました。

この結果、当社グループでは1,455,452千円（内差入保証金49,817千円）の設備投資を実施し、店舗展開及び収益基盤の拡充を図りました。

③ 資金調達の状況

当社グループは、運転資金として、資金の借入により9,647,066千円の調達を実施いたしました。

また、2020年10月26日に第三者割当の方法により、モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社を割当先とした第6回及び第7回新株予約権（行使価額修正条項及び行使許可条項付）を発行いたしました。当連結会計年度中に第6回新株予約権10,751個が行使され、新株予約権発行に伴う払込金額（10,212千円）を含め合計594,707千円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社完全子会社の株式会社ダイヤモンドダイニングと同じく当社完全子会社の株式会社ゴールデンマジック、株式会社サンプル、株式会社商業藝術、株式会社The Sailingは、2020年9月1日を効力発生日として、株式会社ダイヤモンドダイニングを存続会社とする吸収合併を行いました。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 当社グループ

区 分	2018年2月期	2019年2月期	2020年2月期	2021年2月期 (当連結会計年度)
売上高 (千円)	45,077,363	50,973,184	57,369,899	23,483,176
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失 (△) (千円)	1,010,655	1,085,808	1,442,267	△8,507,539
1株当たり 当期純利益又は 1株当たり 当期純損失 (△) (円)	132.43	141.89	94.24	△550.83
総資産 (千円)	27,653,048	26,553,032	38,579,869	31,309,087
純資産 (千円)	5,981,215	6,267,572	8,533,177	△301,571
1株当たり純資産 (円)	732.97	755.73	457.70	△60.20

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 当社は、2019年9月1日を効力発生日として普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。2020年2月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)を算定しております。

② 当社

区 分	第22期 (2018年2月期)	第23期 (2019年2月期)	第24期 (2020年2月期)	第25期 (当事業年度) (2021年2月期)
売上高及び営業収益 (千円)	8,751,687	2,970,002	2,994,801	1,071,206
当期純利益又は 当期純損失 (△) (千円)	△182,687	1,024,814	945,977	△941,751
1株当たり 当期純利益又は 1株当たり 当期純損失 (△) (円)	△23.94	133.92	61.81	△60.97
総 資 産 (千円)	12,061,655	13,187,670	19,252,158	23,610,429
純 資 産 (千円)	2,383,137	2,534,921	3,274,728	2,854,920
1株当たり純資産 (円)	311.44	331.27	213.97	174.30

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 当社は、2017年9月1日より持株会社体制へと移行し、グループ経営管理事業を除く一切の事業を新しく設立した株式会社ダイヤモンドダイニング(2017年9月1日付で株式会社ダイヤモンドダイニング分割準備会社から商号変更)に承継しましたので、2017年9月1日からの営業収益は、主に経営指導料となります。なお、当社は同日付で株式会社ダイヤモンドダイニングから株式会社DDホールディングスに商号変更しております。
3. 当社は、2019年9月1日を効力発生日として普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。第24期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の 議決権比率(持分)	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ダイヤモンドダイニング (注)5	100,000千円	100.0%	飲食事業（居酒屋、レストラン等の運営・企画）、ウェディング事業の運営・企画
株式会社バグース	92,400千円	100.0%	アミューズメント事業（ダーツ、ビリヤード施設等の運営・企画）
合同会社CHEER (注)6	5,000千円	100.0%	ウェディング事業の運営・企画
株式会社フードビジネス キャスティング (注)7	10,000千円	100.0%	厨房機器等の販売
株式会社DDホールディングス ベンチャーキャピタル	10,000千円	100.0%	ベンチャーファンドの運用
株式会社エスエルディー (注)2、8	48,876千円	42.9%	飲食店サービス及びコンテンツ企画サービス
DD Holdings Open Innovation Fund投資事業有限責任組合	431,000千円	23.2% 間接 0.2%	投資事業
湘南レーベル株式会社	100,000千円	90.1%	ホテル運営事業、飲食事業、貸テナ事業、賃貸事業、戸建て不動産販売事業、貸別荘事業等
合同会社サニーサイドイン	1,000千円	100.0%	収益不動産の所有及びこれらに付帯する一切の事業
湘南ファンド第1号特定目的会社	105,100千円	4.8% 間接85.7%	資産流動化法に基づき作成される資産流動化計画に従った特定資産の取得、開発及び保有並びにその管理及び処分に係る業務
合同会社ホテルバンク	5,100千円	間接90.1%	信託受益権の取得、保管、管理処分等

会 社 名	資 本 金	当社の 議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
Diamond Dining International Corporation	1,000千ドル	100.0%	飲食事業（居酒屋、レストラン等 の運営・企画）
Shokudo Japanese LLC. (注) 4	—	間接100.0%	飲食事業（居酒屋、レストラン等 の運営・企画）
Buho Waikiki LLC. (注) 4	—	間接100.0%	飲食事業（居酒屋、レストラン等 の運営・企画）
Diamond Dining Singapore Pte. Ltd.	4,439千 シンガポールドル	100.0%	飲食事業（居酒屋、レストラン等 の運営・企画）
Diamond Dining Macau Limited	16,000千 マカオパタカ	間接 60.0%	飲食事業（居酒屋、レストラン等 の運営・企画）
Bread&Butter LLC. (注) 4	—	間接100.0%	飲食事業（居酒屋、レストラン等 の運営・企画）

- (注) 1. 当社完全子会社の株式会社ダイヤモンドダイニングと同じく当社完全子会社の株式会社ゴールデンマジック、株式会社サンプル、株式会社商業藝術、株式会社The Sailingは、2020年9月1日を効力発生日として、株式会社ダイヤモンドダイニングを存続会社とする吸収合併を行いました
2. 株式会社エスエルディーは、当社の議決権比率が42.9%ではありますが、支配力基準により連結子会社としております。
3. 前連結会計年度において重要な子会社であったDiamond Wedding LLC.は、海外事業縮小の経営方針により、当連結会計年度に当該会社の株式100.0%を売却したことに伴い、重要な子会社から除外しております。
4. Shokudo Japanese LLC.、Buho Waikiki LLC.及びBread&Butter LLC.の資本金につきましては、該当項目がないため表示しておりません。
5. 株式会社ダイヤモンドダイニングは債務超過会社であり、債務超過の額は2021年2月28日現在3,684,734千円となっております。
6. 合同会社CHEERは債務超過会社であり、債務超過の額は2021年2月28日現在46,129千円となっております。
7. 株式会社フードビジネスキャスティングは債務超過会社であり、債務超過の額は2021年2月28日現在105,467千円となっております
8. 株式会社エスエルディーは債務超過会社であり、債務超過の額は2021年2月28日現在332,683千円となっております。

③持分法適用関連会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の 議決権比率(持分)	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ゼットン	561,288千円	37.5%	飲食事業（居酒屋、レストラン等の運営・企画）、ウェディング事業の運営・企画
ZETTON, INC.	1,000千ドル	間接37.5%	飲食事業（居酒屋、レストラン等の運営・企画）

（注）前連結会計年度において連結子会社であった株式会社ゼットン（証券コード：3057、名古屋証券取引所セントレックス市場）は、2020年11月13日に第三者割当増資を実施したことにより持分比率が低下したため、連結の範囲から除外し、当該会社及びZETTON, INC.を持分法適用の範囲に含めております。

④ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、2021年1月8日に1都3県を対象として再発出された緊急事態宣言及びその後の対象府県の拡大による営業時間の更なる短縮や外出自粛・テレワークの推進要請を受け、飲食事業、アミューズメント事業、不動産サービス事業の売上高を中心に甚大な影響を受けており、今後も当該影響が継続する可能性がございます。これらの状況を踏まえ、飲食事業、アミューズメント事業においては、新しい生活様式に対応するため、テイクアウト・デリバリーの一部店舗での導入、ランチ業態を別業態で運営する二毛作業態の開発などにより、お客様の来店動機に合わせた業態開発を重点的に行ってまいりました。不動産サービス事業においては、テレワークの推進による神奈川県湘南、鎌倉エリアの不動産需要及び貸コンテナの需要の拡大並びに観光地のホテル需要拡大による売上高の回復が比較的早いこと等から、各事業それぞれのお客様のニーズに迅速に対応することで、業績の回復を行ってまいります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による損失を最小限に留められるよう、グループ会社の見直し、家賃の減免交渉、本社費の削減等のグループ企業を含めたコストの圧縮、不採算店舗の退店、手元流動性の確保、資本政策を実施してまいります。

また、上記のとおり、売上高の著しい減少により当社グループの業績に多大な影響を生じておりますが、今後においても、食の安全性、健康増進法に対する消費者意識の高まり、少子高齢化やライフスタイルの変化など外部環境の厳しさが増すと目される中、以下の課題について積極的に取り組み、複数の成長軸をもって業容の拡大を図ってまいります。

① 既存事業の高収益体質化について

Q S Cの維持・向上、教育の充実等により既存店の強化を図るとともに、新業態の開発やM&Aにより、新たな成長軸を設け、更なる事業の拡大及び安定化を目指してまいります。

また、人的効率の改善等を実施することにより収益性の向上を図ってまいります。

(注) Q S Cとは、飲食店における重要なキーワードで、Q：クオリティー（品質）、S：サービス、C：クリンリネス（清潔さ）を意味します。

② 企業風土の醸成について

当社グループは、事業を通じてお客様に驚きと感動を与え続けることが重要であると認識しております。

行動指針「Dynamic & Dramatic（ダイナミックアンドドラマティック）」“大胆かつ劇的に行動する”を掲げ、経営陣と従業員が同じ価値観を共有すべく、DDグループコンベンション（当社グループ全社員が集う集会）や社内報の配信等の施策によりロイヤリティの高い従業員を増やしていくことで、お客様への提供価値向上に努めてまいります。

一方、自然災害や感染症の流行、外的要因による危機事案に備え、以下の課題に積極的に取り組み、事業継続に努めてまいります。

① リスク管理体制の強化について

当社グループは、「リスクマネジメントの基本方針」に準拠した「危機管理規程」「経営会議規程」に基づき、経営会議内に危機管理部会を置き、リスク管理に必要な体制の構築を行っております。

また、昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大や南海トラフ巨大地震や首都圏直下地震などの大規模な地震をはじめとする自然災害等、潜在する危機事案なども起こりうることから「事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）」の策定を進め、事業継続・早期復旧のための対策を構築し、予め危機事案の回避に努めるとともに、危機事案の発生時の対応等を定め、適宜見直しを行ってまいります。

② お客様、お取引先様、従業員の安全確保について

当社グループは、店舗の衛生管理、品質管理について外部検査機関や本社による店舗衛生監査を実施し、衛生管理及び品質管理の更なる強化に努めてまいります。また、本社及び店舗全従業員の健康管理に努め、お客様、お取引先様に安心・安全にご利用いただき、また従業員の安全確保に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（国内 2021年2月28日現在、海外 2020年12月31日現在）

① 飲食事業

従来の飲食店とは一味違った「非日常性」と「食への熱狂的なこだわり」を基本コンセプトとしたレストラン及び居酒屋等を自社グループで業態開発し、国内では都心部及び国内主要都市を中心に直営にて展開し、国内外においてウェディング施設を直営にて展開しております。

また、海外では米国ハワイ州において直営にて展開しております。

② アミューズメント事業

高級感のあるビリヤード、ダーツ、カラオケ、シミュレーションゴルフ、複合カフェ等の店舗展開を「BAGUS」ブランドにて運営し、その他カプセルホテル「GLANSIT」等を都内中心に直営にて展開しております。

③ 不動産サービス事業

「湘南を世界のSHONANへ」というスローガンのもと、湘南の感度の高いビーチカルチャーをベースとした、人々の暮らしにかかわる事業に注力しており、神奈川県におけるホテル運営事業の他、飲食事業、貸コンテナ事業、賃貸事業、戸建て不動産販売事業、貸別荘事業等、複数の事業を展開しております。

当社グループは、株式会社ダイヤモンドダイニング273店舗、株式会社バグース53店舗、株式会社エスエルディー45店舗、Shokudo Japanese LLC. 1店舗、Buho Waikiki LLC. 2店舗の計374店舗を直営にて展開しております。

また、湘南レーベル株式会社においてホテル6棟を直営にて展開しております。

(6) 主要な営業所 (国内 2021年2月28日現在、海外 2020年12月31日現在)

株式会社DDホールディングス

本 社 東京都港区芝四丁目1番23号
三田NNビル18階

株式会社ダイヤモンドダイニング

本 社 東京都港区芝四丁目1番23号
三田NNビル18階

店 舗 273店舗

株式会社バグース

本 社 東京都港区芝四丁目1番23号
三田NNビル18階

店 舗 53店舗

株式会社エスエルディー

本 社 東京都港区芝四丁目1番23号

店 舗 45店舗

Shokudo Japanese LLC.

本 社 2250 KALAKAUA AVE STE402 Honolulu,
HI 96815 U.S.A

店 舗 1店舗

Buho Waikiki LLC.

本 社 2250 KALAKAUA AVE STE402 Honolulu,
HI 96815 U.S.A

店 舗 2店舗

湘南レーベル株式会社

本 社 神奈川県藤沢市片瀬海岸一丁目13番18号
ホテル 6棟

招
集
こ
通
知

株
主
総
会
参
考
書
類

事
業
報
告

計
算
書
類

監
査
報
告

(7) 使用人の状況（国内 2021年2月28日現在、海外 2020年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数
飲食事業	1,064名 [2,904名]
アミューズメント事業	183名 [478名]
不動産サービス事業	48名 [66名]
全社（共通）	74名 [54名]
合 計	1,369名 [3,502名]

- （注） 1. 全社（共通）として記載されている使用人数は、主に店舗以外に所属しているものがあります。
2. 使用人数は就業人員であります。
3. 使用人数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	平均年齢	平均勤続年数
74名 [54名]	42.2歳	7.7年

- （注） 1. 使用人数は就業人員であります。
2. 使用人数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。
3. 当社の使用人数には、連結子会社に使用人を出向させた人員は含みません。

(8) 主要な借入先の状況 (国内 2021年2月28日現在、海外 2020年12月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
シンジケートローン (注) 1.	3,596,800千円
シンジケートローン (注) 2.	1,080,000千円
シンジケートローン (注) 3.	490,000千円
シンジケートローン (注) 4.	303,000千円
株式会社三井住友銀行	4,883,916千円
株式会社横浜銀行	3,028,023千円
株式会社静岡銀行	3,018,117千円
株式会社みずほ銀行	2,286,500千円
株式会社りそな銀行	1,760,298千円
株式会社三菱UFJ銀行	1,509,982千円
株式会社広島銀行	800,000千円

- (注) 1. 株式会社三井住友銀行をアレンジャーとするその他3行からの協調融資によるものがあります。
2. 株式会社三井住友銀行をアレンジャーとするその他5行からの協調融資によるものがあります。
3. 株式会社三井住友銀行をアレンジャーとするその他4行からの協調融資によるものがあります。
4. 株式会社横浜銀行をアレンジャーとするその他1行からの協調融資によるものであります。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社グループにおきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により2020年4月7日及び2021年1月8日に緊急事態宣言が発出されたことを受け、当社グループ全店臨時休業や各自治体の要請に従い営業時間短縮等の措置を実施いたしました。これら影響に加え、リモートワーク推奨や会食自粛、都道府県をまたぐ移動の自粛等が継続していることにより、売上高が激減し、当社グループの連結業績への影響が多大に生じております。

この結果、当連結会計年度において、営業損失9,703,827千円、経常損失9,034,783千円、親会社株主に帰属する当期純損失8,507,539千円を計上したことにより、純資産が301,571千円の債務超過となっております。

これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が発生しておりますが、当連結会計年度の資金残高の状況及び今後の資金繰りを検討した結果、当面の事業活動の継続性に懸念はございません。

加えて、当社グループは、当該重要事象等を解消するため、グループ会社の見直し、グループ企業を含めたコストの圧縮、不採算店舗の退店、手元流動性の確保、資本政策の実施などの対策を講じていることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2021年2月28日現在）

- ① 発行可能株式総数 31,285,000株
- ② 発行済株式の総数（注） 16,717,820株
（注）新株予約権の行使により発行済株式の総数が1,075,100株増加しております。
- ③ 株主数 24,973名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	所有株式数（株）	持株比率（％）
松村厚久	5,153,900	31.47
株式会社松村屋	1,488,000	9.08
アサヒビール株式会社	690,000	4.21
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	369,100	2.25
大和証券株式会社	298,800	1.82
クレディ・スイス証券株式会社	205,800	1.26
株式会社日本カストディ銀行（信託口5）	125,100	0.76
日本生命保険相互会社	113,600	0.69
株式会社日本カストディ銀行（信託口6）	109,100	0.67
株式会社日本カストディ銀行（信託口1）	91,600	0.56

- （注） 1. 自己株式を除く発行済株式の総数に対する、保有株式数の割合の高い上位10名の株主を記載しております。
2. 持株比率は、自己株式（338,751株）を控除して算定しております。

(2) 新株予約権等の状況 (2021年2月28日現在)

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項

2020年10月26日開催の取締役会及び2020年10月30日付の取締役会決議に基づく第三者割当による株式会社DDホールディングス第6回及び第7回新株予約権（行使価額修正条項及び行使許可条項付）を発行し、2020年11月20日付で発行価額総額の払込みが完了し、割当てを行っております。

第6回及び第7回新株予約権（行使価額修正条項及び行使許可条項付）の内容は、以下のとおりです。

	第6回新株予約権	第7回新株予約権
発行決議日／割当日	2020年10月26日／2020年11月20日 (条件決定日：2020年10月30日)	
新株予約権の数	28,000株	10,000株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数	2,800,000株	1,000,000株
発行価額	7,812,000円 (新株予約権1個につき279円)	2,400,000円 (新株予約権1個につき240円)
当初の行使価額	1株につき657円	1株につき1,000円
行使可能期間	2020年11月24日～2022年11月24日	
割当先	モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	

行使価額及び行使価額の修正条件	本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）（以下「東証終値」という。）の93％に相当する金額（1円未満の端数は切り捨てる。）が、当該効力発生日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該効力発生日以降、当該金額に修正される。但し、修正後の金額が下限行使価額（460円）を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とする。	当社は、2020年11月24日以降2022年11月23日まで（同日を含む。）の期間において、当社の資本政策のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。当該決議がなされた場合、当社は速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、行使価額は、当該通知が行われた日の翌取引日以降、当該通知が行われた日の直前取引日の東証終値の96％に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に修正される。但し、修正後の行使価額が下限行使価額（731円）を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とする。 なお、上記にかかわらず、当社又はその企業集団（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第4条第1項第1号に定める企業集団をいう。）に属するいずれかの会社に関する未公表の事実であって、それが公表された場合に当社の株価に
-----------------	---	---

		公表された場合に当社の株価に 相当な影響を及ぼすおそれがある 事実（金融商品取引法第166 条第2項及び第167条第2項に 定める事実を含むがこれに限ら れない。）が存在する場合並び に行使許可期間が経過していな い場合（但し、当該行使許可期 間内に行使することができるす べての第7回新株予約権が行使 された場合を除く。）には、当 社は、上記行使価額の修正を行 うことができない。
--	--	--

(3) 会社役員状況

① 取締役及び監査役の状況（2021年2月28日現在）

会社における 地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	松 村 厚 久	グループCEO 株式会社DDホールディングスベンチャーキャピタル 代表取締役
取 締 役	稲 本 健 一	海外統括 ZETTON, INC. 代表取締役 Diamond Dining International Corporation Chairman
取 締 役	鹿 中 一 志	営業統括 株式会社ダイヤモンドダイニング 代表取締役 株式会社DDプラス 代表取締役
取 締 役	樋 口 康 弘	管理統括
取 締 役	中 川 有 司	株式会社ユニオンゲートグループ 代表取締役
取 締 役	山 野 幹 夫	株式会社ヤマノビューティメイトグループ 代表取締役 琥珀バイオテクノロジー株式会社 代表取締役
常 勤 監 査 役	西 村 康 裕	
監 査 役	齋 藤 哲 男	株式会社ワークツー 代表取締役
監 査 役	石 田 茂 之	株式会社エーピー 代表取締役

- (注) 1. 取締役2名 中川有司氏、山野幹夫氏は社外取締役であります。
 2. 監査役3名 西村康裕氏、齋藤哲男氏、石田茂之氏は、社外監査役であります。
 3. 当社は株式会社東京証券取引所に対して、中川有司氏、山野幹夫氏、西村康裕氏、齋藤哲男氏、石田茂之氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
 4. 稲本健一氏は、2021年2月28日をもって辞任により退任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款第29条及び第39条の規定に基づき各業務を執行しない取締役（社外取締役を含む。）及び各監査役との間で、それぞれ会社法第427条第1項の契約（責任限定契約）を締結しております。これらの責任限定契約の概要は、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、社外取締役は金1,800万円又は法令が定める額のいずれか高い額、社外監査役については金1,200万円又は法令が定める額のいずれか高い額を限度とするものであります。

③ 役員等賠償責任保険（D＆O保険）契約の内容の概要

当社は、当社の取締役、監査役等及び会社法上の子会社役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D＆O保険）契約を保険会社との間で締結しております。すべての被保険者について、その保険料を全額会社が負担しております。その地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等を補償しております。ただし、被保険者が法令違反認識免責等に該当した場合、上記保険契約により填補されません。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人数	支給額
取締役 (うち社外取締役)	6名 (2名)	179,428千円 (9,951千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	17,400千円 (17,400千円)
合計 (うち社外役員)	9名 (5名)	196,828千円 (27,351千円)

- (注) 1. 取締役の報酬総額は、2018年5月25日開催の第22回定時株主総会において、年額500百万円以内（内、社外取締役年額40百万円以内）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬総額は、2009年10月9日開催の臨時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。
3. 取締役の報酬等の額には、使用人分給与は含まれておりません。
4. 期末現在の人員は、取締役6名、監査役3名であります。
5. 上記取締役の報酬限度額とは別枠で、2017年5月26日開催の第21回定時株主総会において取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を取締役について年額60百万円以内（うち社外取締役年額10百万円以内）として設定することにつき、ご承認をいただいております。

6. 上記の取締役の支給額には、5. に記載の譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権による当事業年度の費用計上を含んでおります。

⑤ 社外役員に関する事項
イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人との関係

区 分	他の法人等の重要な兼職の状況及び 当社と当該他の法人との関係
取 締 役 中 川 有 司	株式会社ユニオンゲートグループ 代表取締役 上記兼職先と当社に重要な取引その他の関係はありません。
取 締 役 山 野 幹 夫	株式会社ヤマノビューティメイトグループ 代表取締役 琥珀バイオテクノロジー株式会社 代表取締役 上記各兼職先と当社に重要な取引その他の関係はありません。
監 査 役 齋 藤 哲 男	株式会社ワークツー 代表取締役 上記兼職先と当社に重要な取引その他の関係はありません。
監 査 役 石 田 茂 之	株式会社エーピー 代表取締役 上記兼職先と当社に重要な取引その他の関係はありません。

招 集 ご 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	主 な 活 動 状 況
取締役 中川 有司	当事業年度開催の取締役会22回全てに出席いたしました。企業経営者としての幅広い経験に基づく、経営の監督並びに経営管理体制全般への高い見識によって、独立性をもって取締役の職務の執行を監督し、適宜、必要な発言を行っております。
取締役 山野 幹夫	当事業年度開催の取締役会22回全てに出席いたしました。企業経営者としての豊富な経験・人脈と幅広い見識を有しており、その広い人脈と異業種ならではの新たな視点を活かした当社のグループ経営力の強化への高い見識によって、適宜、必要な発言を行っております。
常 監 査 勤 役 西村 康裕	当事業年度開催の取締役会22回全てに出席し、監査役会14回全てに出席いたしました。必要に応じ、銀行等における豊富な経験、取り分け審査・監査に関する高度な見識によって、適宜取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、豊富な経験と高い見識に基づき、適宜、必要な発言を行っております。
監査役 齋藤 哲男	当事業年度開催の取締役会22回全てに出席し、監査役会14回全てに出席いたしました。必要に応じ、株式会社東京証券取引所勤務経験に基づく上場会社運営に関する見識によって、適宜取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、豊富な経験と高い見識に基づき、適宜、必要な発言を行っております。
監査役 石田 茂之	当事業年度開催の取締役会22回全てに出席し、監査役会14回全てに出席いたしました。必要に応じ、海外事業を含めた豊富な企業経営の知識と経験、また、上場企業における監査役としての経験によって、適宜取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、豊富な経験と高い見識に基づき、適宜、必要な発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の回数のうち、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が8回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 太陽有限責任監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
公認会計士法第2条第1項の業務の対価として当社が支払うべき報酬等の額	63,800千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	100,650千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 上記報酬額には消費税等を含んでおります。

3. 監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目、監査時間の実績等を総合的に判断し、報酬額の妥当性を検討した結果、上表の会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

4. 当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

5. 上記報酬額には前連結会計年度において連結子会社であった株式会社ゼットン（証券コード：3057、名古屋証券取引所セントレックス市場）が含まれておりますが、2020年11月13日に第三者割当増資を実施したことにより持分比率が低下したため、連結の範囲から除外し、当該会社及びZETTON,INC.を持分法適用の範囲に含めております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務である以下の業務を委託し、対価を支払っております。

・連結子会社における合併の税務検討業務

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑤ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑥ 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分
該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びにその他業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備に関する「内部統制システムに関する基本方針」を以下のとおり制定しております。(直近では、2020年4月14日付けで一部改正を行っております。)

なお、上場子会社に対しては、その上場会社としての資質に配慮し適切に運用してまいります。

- ① 当社並びに子会社の取締役及び使用人の職務が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 当社は、グループの経営理念及び行動規範に基づき、法令・定款の遵守はもとより、不正や反社会的な企業行動をとらないという姿勢を堅持し、あくまでも社会の公器としてふさわしい公正な企業間競争に徹する。
 - ロ. 当社は、持株会社として、グループ全体の内部統制システムの整備、運用、定着、維持、改善、グループ全体の経営戦略の策定、グループ内監査の実施、子会社に対するモニタリング、資金の一括調達などを通じてグループ経営を推進し、コーポレート・ガバナンスを強化する。
 - ハ. 当社は、「内部者取引管理規程」に基づき、ディスクロージャーの迅速性、正確性、公平性を図るとともに、株主・投資家等に対する説明責任を継続的に果たし、企業活動の透明性を高める。
 - ニ. 当社は、グループ内部監査部門を設置し、「内部監査規程」に基づき、当社グループの内部統制システムに関する監査を実施する。
 - ホ. 当社は、「内部通報規程」に基づき、法令及び企業倫理に違反する行為についての通報や相談に応じるため、通報者を保護するグループの内部通報制度を設け、違反行為の早期発見と是正及び再発防止に努めるとともにコンプライアンスを徹底する。
 - ヘ. 当社の監査役は、その独立した立場から、コンプライアンス推進体制の整備、内部通報制度の運用状況、インサイダー取引の未然防止等を含め、当社の取締役及び執行役員並びに子会社の取締役等の職務執行を監査する。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ. 取締役の職務の執行に係る情報については、関係規程及び法令に基づき、各部門が適切に整理、保管、廃棄を管理する。
 - ロ. グループ内部監査部門は、「文書管理規程」に定める当社の文書保管責任者と連携のうえ、文書等の保管及び管理状況を監査する。

- ③ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- イ. 子会社の経営上の重要事項に関しては、子会社との間で合意した「関係会社管理規程」又は「海外関係会社管理規程」に基づき、当社の事前承認又は当社への報告を求めるとともに、当社の各種会議体への付議事項を定めた規程に基づき、当社の取締役会等において審議する。
- ロ. 当社は、取締役会議事録、回議書その他職務の執行に係る情報を関係規程及び法令に基づき適切に記録、整理、保管、廃棄する。
- ハ. 当社は、「経営会議規程」「稟議規程」その他の当社グループに係る規程に基づき、子会社の取締役及び使用人の職務の執行に係る事項の報告を受ける。
- 二. 当社の取締役及び監査役は、その職務執行の必要に応じて、文書（電磁的な情報を含む。以下、本項においては同じ。）を直接閲覧・謄写することができることとし、当社の取締役及び監査役から要求があるときは、当社の文書保管責任者はその閲覧・謄写の請求に速やかに応じて、文書を提出し、閲覧に供する。
- ④ 当社及び子会社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ. 予算制度等により資金を適切に管理するとともに、稟議制度等により所定の権限及び責任に基づいて業務及び予算の執行を行う。重要案件については、当社及び子会社の取締役会や各種会議体への付議基準を定めた規程に基づき、適切に付議する。
- ロ. 当社及び子会社における損失の危険の管理については、「危機管理規程」に基づき、当社の取締役及び執行役員並びに子会社の取締役等を中心として、当社及び子会社の各部門において、危機事案に対する監視・把握を継続的に行い、常時意識を高めることにより、危機管理体制の充実を図る。
- ハ. 当社及び子会社は、「リスクマネジメントの基本方針」に準拠した「危機管理規程」「経営会議規程」に基づき、経営会議内に危機管理部会を置き、当社の取締役及び執行役員並びに子会社の取締役等への危機事案の管理状況の報告・検討を継続的に行い、潜在する危機事案に対する情報の抽出と評価を実施することにより、予め危機事案の回避に努めるとともに、危機事案の発生時の対応等を定める。
- 二. 当社及び子会社は、社内外で想定される将来の危機事案を分析・整理し、当社及び子会社の各部門において、対策を事前に講じることにより、危機管理体制の更なる強化を図る。
- ホ. 当社及び子会社は、「非常災害対策本部要綱」により、地震、津波、台風その他大規模な天災地変、戦災、暴動、その他会社の事業継続に重大な影響を及ぼす又は及ぼす恐れのある事態が生じた際の損失拡大を防止するため、迅速かつ適切な情報伝達と緊急時対応の体制を整備するとともに、復旧策、再発防止策を講じる。

- ⑤ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 当社及び子会社の取締役会は、法令及び「取締役会規程」で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行を監督する。
 - ロ. 当社及び子会社は、執行役員制度を採用し、業務執行の権限及び責任を大幅に委譲することにより、取締役会は業務執行の監督を主とする。執行と監督の分離により、効率的な業務執行と監督機能の強化を図る。
 - ハ. 当社及び子会社は、「取締役会規程」「職務権限規程」等の社内規程に基づく職務権限・意思決定ルールにより適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を整備する。
- ⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 原則として、当社の取締役及び使用人が子会社の取締役若しくは監査役として就任し、子会社における業務の適正性を監督できる体制とする。また、当社は子会社の内部統制に関する部門を設置し、子会社との内部統制に関する協議、情報の共有化、指導、助言の伝達等が効率的に行われるシステムを構築する。なお、子会社に対しては、当社のグループ内部監査部門及び監査役・監査役会が直接監査を実施できる体制とし、当社及び子会社の代表取締役に直接報告される体制とする。
 - ロ. 当社及び子会社間取引においては、「関係会社管理規程」「海外関係会社管理規程」「業務分掌規程」、法令及びその他の社会規範に則り適切に行う。
 - ハ. 当社及び子会社は、当社グループの経営方針に基づき、方針と施策につき綿密な協議を行い、互いに合意した経営計画に沿った企業経営を行う。また、当社は子会社の業務執行状況を適宜検討し、「関係会社管理規程」又は「海外関係会社管理規程」に基づく合議・承認事項については、適切な対応を行う。
- ⑦ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の当社の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制
- イ. 当社は、グループ内部監査部門を設置し、監査役と定期的に連絡会議を開催するなど、監査役の監査が一層効果的かつ効率的に実施できる体制を整備する。
 - ロ. 当社は、監査役会からの要請があった場合に専門スタッフを置くこととし、その人事等については、取締役と監査役が協議のうえ決定する。また、職務の遂行等については、取締役からの独立性及び監査役からの指示の実効性の確保に留意する。

- ⑧ 当社の監査役への報告をするための体制及び報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 当社の取締役及び使用人並びに子会社の役員及び使用人（これらの者から報告を受けた者を含む。以下、本項においては同じ。）は、職務執行に関して重大な法令・定款違反若しくは不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役に報告する。
- ロ. 当社の取締役及び使用人並びに子会社の役員及び使用人は、当社の監査役の要請に応じ、業務の執行状況を報告する。
- ハ. 当社の監査役は、職務の遂行に必要な情報について、当社の取締役及び使用人並びに子会社の役員及び使用人に対して、常時直接説明を求めることができる。
- ニ. 当社グループの内部通報制度とその窓口の適切な運用を維持することにより、法令違反その他コンプライアンス推進体制の実効性を損なう問題について、当社の監査役への迅速かつ適切な報告体制を確保する。
- ホ. 上記イ. 及びロ. の報告並びにハ. の説明をした者に対しては、当該報告又は説明を理由として、いかなる不利な取扱いもしてはならないことに留意する。また、当社グループの内部通報制度においても、内部通報をしたことを理由として、いかなる不利な取扱いもしてはならないことを規定し、適切に運用する。
- ⑨ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 当社の監査役会は、「監査役監査基準」に基づき、当社及び子会社の代表取締役と定期的に会合をもち、当社が対処すべき課題、当社及び子会社の監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題について意見交換し、代表取締役との相互認識を高めることに努める。また、当社の監査役は、当社並びに子会社の取締役会及び経営会議の他、意思決定の過程、執行状況の把握のために適宜部会等の会議に出席することができる。加えて、必要に応じて会計監査人、グループ内部監査部と相互に緊密に連携する体制を確保し、さらに当社の監査役が顧問弁護士、公認会計士、コンサルタント、その他外部の有識者を活用することができる体制も整える。
- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- イ. 代表取締役は、連結財務諸表を構成する当社及び当社の子会社の財務報告の信頼性を確保するために、取締役会が定める「財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づき財務報告に係る内部統制を整備、運用、評価し、その状況を定期的に報告するとともに、内部統制報告書を提出する。
- ロ. グループ内部監査部門は、内部統制評価を通じ、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況（不備及び不備の改善状況を含む。）を把握、評価し、それを代表取締役及び監査役に報告する。

- ハ. 監査役は、業務監査の一環として財務報告に係る内部統制の整備・運用に係る取締役の職務執行状況を監督する。また、会計監査人の行う会計監査の方法と結果の相当性の監査を通じて、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況を監査する。
- ⑪ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に関する体制
当社の監査役の職務の執行について生ずる費用等の請求の手続きを定め、当社の監査役から前払い又は償還等の請求があった場合には、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きに従い、これに応じる。
- ⑫ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- イ. 当社及び子会社は、反社会的勢力との一切の関係を排除し、これら反社会的勢力からの不当要求に対しては、法的対応を含め毅然とした対応を行い、当社並びに子会社の役員及び使用人に対してその徹底を図る。
- ロ. 反社会的勢力との関係を遮断するため、取引契約に「反社会的勢力排除条項」を定め、相手が反社会的勢力であることが判明した場合には、関係を速やかに解消する取り組みを行う。
- ハ. 反社会的勢力から不当要求を受けた場合の対応部署は人事総務部門とし、当社並びに子会社の役員及び執行役員を中心として、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、組織的に対応する。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての当事業年度の運用状況の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合し、効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、定例取締役会を毎月開催するほか、必要に応じて適宜臨時開催することで、法令及び社内規程に従った重要な業務執行を決議によって決定し、各取締役の業務執行の状況に関する詳細な報告を受けることにより、経営環境の変化に迅速な意思決定ができるように努めました。また、「取締役会規程」「経営会議規程」に基づき、取締役会の専決事項を除く経営上の重要事項については経営会議において決議を行い、意思決定の迅速化と効率性の向上を図りました。

2. コンプライアンス体制

当社は、「コンプライアンス規程」及び「経営会議規程」に基づき、経営会議内に「コンプライアンス部会」を置き、社内のコンプライアンス遵守の状況を定期的に確認することにより、未然の防止、早期の発見及び解決、再発防止を継続的に図るとともに、専門家を招いてのインサイダー取引についての研修をするなど、コンプライアンス教育として法令の遵守に関する研修を実施することにより、役員及び使用人へのコンプライアンス意識の浸透、定着及び向上を図りました。

また、当社は「内部通報規程」に基づき、グループ内部通報窓口を設置しております。社内窓口とともにより独立性の高い社外窓口があり、当社並びに子会社の役員及び使用人がコンプライアンス違反に関する通報を可能とする選択肢を広げ、コンプライアンスの実効性の向上を図っております。なお、通報のあった事項については、迅速かつ適切な対応と監査役への定期的な報告を行いました。

3. インサイダー情報管理体制の強化

当社は、インサイダー情報管理等の強化の観点を踏まえ、インサイダー情報に接する可能性の高い管理部門の使用人から「秘密保持に関する誓約書」を取得するとともに、従前のインサイダー情報管理に関する規程類を「内部者取引管理規程」として統合し、より確認しやすいものとする事でインサイダー情報管理体制の強化を図りました。

4. 危機管理体制

当社は、「危機管理規程」及び「経営会議規程」に基づき、経営会議内に「危機管理部会」を置き、監視及び把握すべき危機事案に対する管理状況を報告し、未然防止、早期発見と早期解決、再発防止を図りました。また、災害発生時の対応について、従業員に対する安否確認の訓練を定期的実施し、周知徹底を図りました。

5. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、株主総会議事録、取締役会議事録及び計算書類等について、法令の定めに基づく各種規程にて保存期間を設定し、情報の適切な保存及び保管を行いました。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の経営管理は、「業務分掌規程」及び「関係会社管理規程」並びに「海外関係会社管理規程」に基づき、当社の管理部門が子会社の経営管理体制を整備及び統括するとともに、当社の取締役及び使用人を子会社の取締役若しくは監査役へ派遣し、子会社における業務の適正性を監督しました。また、グループ内部監査部による子会社への内部監査を実施し、業務の適正性を確保しました。

7. 当社の監査役の職務執行について生ずる費用等の処理

当社は、当社の監査役の職務遂行について生ずる費用の前払い又は償還について、所定の手続きに従い、適切な運用を行いました。

8. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役は、監査役会が定めた「監査役監査基準」及び「内部統制システムに係る監査の実施基準」等に従い、取締役会、経営会議その他重要会議に出席し、稟議案件の審議、重要情報及び問題点の報告を受けた上で、経營業績の分析、対策及び評価を検討することにより、職務遂行を監督並びに法令及び定款等への適合性を確保し、監査の実効性の向上を図りました。

また、会計監査人、グループ内部監査部など内部統制に係る組織と必要に応じて情報交換を行い、内部統制システム全般をモニタリングすることにより、効率的な運用についての助言を行うとともに監査の実効性の向上を図りました。

9. 反社会的勢力排除の体制

新規取引先に対しては、反社会的勢力への該当の有無を事前に調査し、継続取引先に対しても同様の調査を年1回実施しましたが、当事業年度においては反社会的勢力に該当す

る取引先は確認されませんでした。また、取引契約では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には契約を解除できる「反社会的勢力排除条項」を明記するとともに、役員及び使用人の入社時には反社会的勢力との関わりを持たない旨の「誓約書」を提出することにより、反社会的勢力の排除に向けた体制の実効性の向上とその徹底を図りました。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、事業の成長、資本効率の改善等による中長期的な株式価値の向上と、経営体質強化のために必要な内部留保の確保を総合的に勘案した上で、株主の皆様に適正な利益配分を行うことを基本方針としております。

2021年2月期においては、当連結会計年度の業績に鑑み、誠に遺憾ながら無配とさせていただきます。

連結貸借対照表

(2021年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	8,508,269	流動負債	15,659,297
現金及び預金	4,259,976	買掛金	385,115
信託預金	153,291	短期借入金	6,357,453
売掛金	332,602	一年内返済予定の長期借入金	4,142,302
預け金	196,040	未払金	1,957,721
販売用不動産	497,765	未払費用	1,005,036
商成品	20,662	未払法人税等	97,767
原材料及び貯蔵品	196,885	賞与引当金	6,710
前払費用	755,034	株主優待引当金	64,052
短期貸付金	600,000	ポイント引当金	63,547
未収入金	1,455,382	資産除去債務	224,410
その他の引当金	50,977	その他	1,355,179
貸倒引当金	△10,351		
固定資産	22,703,012	固定負債	15,951,361
有形固定資産	10,956,017	社債	100,000
建物	4,181,480	長期借入金	13,527,174
車両運搬具	5,878	リース債務	130,943
工具器具及び備品	335,932	資産除去債務	1,313,136
土地	548,676	長期前受収益	15,656
信託建物	3,507,051	繰延税金負債	756,747
信託土地	1,948,000	その他	107,702
リース資産	154,561		
建設仮勘定	274,435		
無形固定資産	3,224,038	負債合計	31,610,658
のれん	3,122,587	純資産の部	
商標	6,839	株主資本	△1,118,696
ソフトウェア	87,865	資本	993,131
その他の他	6,745	資本剰余金	961,187
投資その他の資産	8,522,956	利益剰余金	△3,001,063
投資有価証券	1,289,176	自己株式	△71,952
長期前払費用	152,104	その他の包括利益累計額	132,667
差入保証金	5,164,628	その他有価証券評価差額金	7,376
繰延税金資産	1,831,773	為替換算調整勘定	125,290
その他の他	106,912	新株予約権	9,983
貸倒引当金	△21,638	非支配株主持分	674,473
繰延資産	97,805		
繰延費用	97,805	純資産合計	△301,571
資産合計	31,309,087	負債・純資産合計	31,309,087

(注) 記載金額はいずれも、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2020 年 3 月 1 日から
2021 年 2 月 28 日まで)

[illegible]

— 47 —

連結株主資本等変動計算書

(2020年3月1日から
2021年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	699,384	667,440	5,573,970	△71,916	6,868,878
連結会計年度中の変動額					
新 株 の 発 行	293,747	293,747			587,494
剰 余 金 の 配 当			△68,868		△68,868
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失			△8,507,539		△8,507,539
自 己 株 式 の 取 得				△36	△36
非支配株主との取引に係る 親 会 社 の 持 分 変 動			2,500		2,500
そ の 他			△1,125		△1,125
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	293,747	293,747	△8,575,033	△36	△7,987,574
当 期 末 残 高	993,131	961,187	△3,001,063	△71,952	△1,118,696

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新株予約権	非 支 配 純 株 主 持 分 合	資 産 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	10,277	125,499	135,776	2,771	1,525,751	8,533,177
連結会計年度中の変動額						
新 株 の 発 行						587,494
剰 余 金 の 配 当						△68,868
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失						△8,507,539
自 己 株 式 の 取 得						△36
非支配株主との取引に係る 親 会 社 の 持 分 変 動						2,500
そ の 他						△1,125
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△2,900	△208	△3,109	7,212	△851,277	△847,174
連結会計年度中の変動額合計	△2,900	△208	△3,109	7,212	△851,277	△8,834,748
当 期 末 残 高	7,376	125,290	132,667	9,983	674,473	△301,571

(注) 記載金額はいずれも、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	12,458,332	流動負債	12,079,530
現金及び預金	1,213,512	短期借入金	6,431,078
原材料及び貯蔵品	11,941	一年内返済予定の長期借入金	3,128,650
前払費用	136,243	未払金	1,269,090
関係会社短期貸付金	10,996,670	未払費用	627,772
未収入金	328,697	未払法人税等	8,537
その他の貸倒引当金	5,748	未払消費税等	66,337
	△234,482	預り金	253,618
固定資産	11,152,096	賞与引当金	6,710
有形固定資産	66,239	ポイント引当金	63,547
建物	46,909	株主優待引当金	219,255
工具器具備品	19,329	その他の負債	4,932
無形固定資産	80,085	固定負債	8,675,977
商標	6,787	長期借入金	8,587,784
ソフトウェア	73,087	関係会社長期借入金	70,000
電話加入権	211	資産除去債務	18,031
投資その他の資産	11,005,772	その他の負債	162
投資有価証券	1,521,661	負債合計	20,755,508
関係会社株式	6,828,277	純資産の部	
関係会社出資金	1,812,498	株主資本	2,843,659
関係会社長期貸付金	698,715	資本金	993,131
長期前払費用	72,077	資本剰余金	983,131
差入保証金	193,275	資本準備金	983,131
繰延税金資産	530,066	利益剰余金	939,348
その他の貸倒引当金	83,051	その他利益剰余金	939,348
	△733,851	別途積立金	600
		繰越利益剰余金	938,748
		自己株式	△71,952
		評価・換算差額等	4,048
		その他有価証券評価差額金	4,048
		新株予約権	7,212
資産合計	23,610,429	純資産合計	2,854,920
		負債・純資産合計	23,610,429

(注) 記載金額はいずれも、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2020年3月1日から
2021年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目				金	額
営 業 収 益					1,071,206
営 業 費 用					1,706,657
営 業 損 失					635,451
営 業 外 収 益				52,766	
受 取 の 利 息 他				60,167	112,934
営 業 外 費 用				108,784	
支 払 利 息 他				24,445	
営 業 外 支 払 手 数				10,773	144,003
経 常 損 失					666,520
特 別 利 益					
特 定 資 産 売 却 益				147	147
特 別 損 失					
減 損 損 失				64,456	
関 係 会 社 株 式 評 価 損				9,999	
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額				418,550	
関 係 会 社 貸 倒 損 失				177,328	670,335
税 引 前 当 期 純 損 失					1,336,708
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 額				△200,849	
法 人 税 等 調 整 額				△194,107	△394,957
当 期 純 損 失					941,751

(注) 記載金額はいずれも、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

招 集 ご 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

株主資本等変動計算書

(2020年3月1日から
2021年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金	資本剰余金計 資 合	そ の 他 利 益 剰 余 金 別 積 立 途 金	繰 越 利 益 金	利 益 剰 余 金 計 合
当 期 首 残 高	699,384	689,384	689,384	600	1,949,368	1,949,968
事 業 年 度 中 の 変 動 額						
新 株 の 発 行	293,747	293,747	293,747			
剰 余 金 の 配 当					△68,868	△68,868
当 期 純 損 失					△941,751	△941,751
自 己 株 式 の 取 得						
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純額)						
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	293,747	293,747	293,747	－	△1,010,619	△1,010,619
当 期 末 残 高	993,131	983,131	983,131	600	938,748	939,348

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評 価 差 額 金	評価・換算差額等 合 計		
当 期 首 残 高	△71,916	3,266,820	7,908	7,908	－	3,274,728
事 業 年 度 中 の 変 動 額						
新 株 の 発 行		587,494				587,494
剰 余 金 の 配 当		△68,868				△68,868
当 期 純 損 失		△941,751				△941,751
自 己 株 式 の 取 得	△36	△36				△36
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純額)			△3,859	△3,859	7,212	3,352
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	△36	△423,160	△3,859	△3,859	7,212	△419,808
当 期 末 残 高	△71,952	2,843,659	4,048	4,048	7,212	2,854,920

(注) 記載金額はいずれも、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年4月20日

株式会社DDホールディングス
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

柴谷 哲朗 印

公認会計士

清水 幸樹 印

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社DDホールディングスの2020年3月1日から2021年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社DDホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

追加情報に記載されているとおり、会社は、新型コロナウイルス感染症の影響は2022年2月期まで継続する一方で、2023年2月期以降については一部の事業において当該感染症の影響が継続すると予想されるものの、当該感染症の拡大以前に近い状況まで回復するとの仮定に基づき、繰延税金資産の回収可能性及び固定資産の減損等の会計上の見積りを行っている。

招集
通知

株主総会
参考書類

事業
報告

計算
書類

監査
報告

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年4月20日

株式会社DDホールディングス
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

柴 谷

哲 朗

印

公認会計士

清 水

幸 樹

印

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社DDホールディングスの2020年3月1日から2021年2月28日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

追加情報に記載されているとおり、会社は、新型コロナウイルス感染症の影響は2022年2月期まで継続する一方で、2023年2月期以降については一部の事業において当該感染症の影響が継続すると予想されるものの、当該感染症の拡大以前に近い状況まで回復するとの仮定に基づき、関係会社株式の評価、関係会社に対する貸付金に関する貸倒引当金の評価等、繰延税金資産の回収可能性及び固定資産の減損の会計上の見積りを行っている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年3月1日から2021年2月28日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、グループ内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び営業店舗において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び太陽有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年4月21日

株式会社 D D ホールディングス

監査役会

常勤監査役 西村 康裕 ⑩
(社外監査役)

社外監査役 齋藤 哲男 ⑩

社外監査役 石田 茂之 ⑩

以上

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会会場のご案内図

会場

THE BAGUS PLACE バグース プレイス

〒104-0061 東京都中央区銀座2-4-6 銀座Velvia館 B1F

日時

2021年5月27日(木曜日) 午前10時(受付開始予定時刻 9時30分)

交通のご案内

JR

- JR各線「有楽町駅」 中央口 4分
..... 推奨ルート

東京メトロ

- 有楽町線
「銀座一丁目駅」 4番出口 1分
- 銀座線・丸ノ内線・日比谷線
「銀座駅」 C8出口 2分

当日の懇親会の開催並びにお土産等の配布はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

株式会社DDホールディングス

〒108-0014 東京都港区芝4-1-23

三田NNビル18F

TEL 03-6858-6080(代表)

